

京都市消防局告示第1号

平成4年9月1日京都市消防局告示第5号（京都市火災予防条例第54条の4の規定に基づく喫煙等の制限区域の指定）の一部を次のように改正します。

平成17年9月16日

京都市消防局長 森澤 正一

喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域の表中

「

祖師堂付近	を	境内全域	に、
多宝塔付近		公開建造物内	

」

「

中京区壬生榎ノ宮町 八木家住宅	主屋付近
-----------------	------

」

を

「

中京区壬生榎ノ宮町 八木家住宅	主屋付近
	主屋内部

」

に、「梅小路蒸気機関車館」を「西日本旅客鉄道株式会社梅小路運転区」に、「旧二条駅舎付近」を「旧二条駅舎，機関車庫及び建物の付近（指定喫煙所を除く。）」に、「客殿内部（指定喫煙所を除く。）」を「客殿内部」に、

「

右京区花園妙心寺町 大心院	境内全域
	本堂及び書院の内部（指定喫煙所を除く。）

」

を

「

右京区花園妙心寺町 大心院	境内全域
	本堂及び書院の内部（指定喫煙所を除く。）

」

右京区京北上中町 八幡宮社	本殿及び待童本殿付近
	本殿内部
右京区京北鳥居町 鳥居地区構造改善センター	礼拝室内部
右京区京北上中町 中道寺	境内全域
	本堂の内部
右京区京北下中町 福德寺	境内全域
	本堂の内部
右京区京北井戸町 常照皇寺	境内全域
	怡雲庵の内部
	方丈及び書院の内部
右京区京北塔町 三明院	境内全域
右京区京北下黒田町 観音堂	境内全域
右京区京北上黒田町 春日神社	境内全域
右京区京北鳥居町 山国神社	境内全域

に改めます。

(消防局予防部予防課)